

「水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業（研究開発項目Ⅰおよび研究開発項目Ⅱの水電解分野）」 に係る公募要領

「研究開発項目ⅠのPEFC評価解析プラットフォーム」、「研究開発項目Ⅱの燃料電池・水素貯蔵分野」については2月7日公開の別公募要領を参照ください。

「研究開発項目Ⅲ 燃料電池・水電解の実用化技術開発」については本公募要領と同日公開の別公募要領を参照ください。

【受付期間】

2025年3月7日(金)～2025年4月7日(月)正午まで

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/6ghpkly2g7yd>

【留意事項】

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※アップロードするファイルは、1つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。

※受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出分を有効とします。

※登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）

※入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

【e-Rad への登録】

※応募に際し、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。

※e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。

※2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

※e-Rad 登録を行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

2025年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 事業内容及び公募対象	3
(1) 事業内容	3
(2) 公募対象	3
(3) 実施内容	5
2. 応募要件・実施要件	7
3. 応募方法	11
(1) 提出期限及び提出方法	11
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き	13
(3) 提出書類	14
(4) 提出にあたっての留意事項	14
4. 採択先の選定	15
(1) 審査の方法	15
(2) 審査基準	15
(3) 採択先の公表及び通知	16
(4) 選定スケジュール	16
5. 公募説明会について	17
6. その他重要事項・留意事項	17
7. 問い合わせ先	17
8. その他	17
9. 掲載資料（本公募に関係するもののみ抜粋）	17
【別紙】その他重要事項・留意事項	19
◆応募にあたっての留意事項	19
(1) 提出書類の留意事項	19
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	19
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	19
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	21
(5) EBPM に関する取組への協力について	21
(6) 提出書類の情報の取り扱い	21
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	22
(1) 事業運営	22
(2) 採択後の各種事務手続き	23
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	24
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	24
(5) 追跡調査・評価	24
◆法令遵守、研究不正への対応	24
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	24
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	26
(3) 研究不正への対応	26

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025 年度から 2029 年度まで「水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業」を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本事業は、2025 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、支払の時期等が変更されることがあります。

1. 事業内容及び公募対象

(1) 事業内容

水素の本格的な普及拡大および我が国の産業競争力の強化に向け、NEDO 燃料電池・水素技術開発ロードマップ等で定める 2035 年以降の目標実現に資する共通基盤技術・要素技術、およびそれ以前の実用化・事業化を目指して早期の市場獲得に資する技術を開発します。詳細は「基本計画」及び「2025 年度実施方針」を参照してください。

(2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

研究開発項目	2025 年度予算規模	事業期間
I 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発 (委託)	分野ごとに設定 詳細は【留意事項】を要確認 (NEDO 負担率：1/1)	2025 年度～2029 年度
II 次世代燃料電池・水電解の要素技術開発 (委託)	分野ごとに設定 詳細は【留意事項】を要確認 (NEDO 負担率：1/1)	2025 年度～2029 年度
III 燃料電池・水電解の実用化技術開発 (助成)	6 億円程度 詳細は別公募要領を参照 (NEDO 負担率：大企業 1/2 以内、中堅・中小・ベンチャー企業 2/3 以内)。	2025 年度～2029 年度

【留意事項】

本事業では以下の分野別に審査を開催いたします。応募を希望する分野を選択し応募ください。技術分野ごとに分けて提案することを原則としますが、各要素技術が密接に関係しており切り離すことができない場合は、最も研究の割合が大きい分野に提出ください。また、同一分野であっても、異なる要素技術に関する研究開発（例：触媒とガス拡散層）であって、それぞれの関係性が薄い場合は別々に提案ください。なお、提案内容により N E D O の判断で変更する可能性があります。

研究開発項目	対象技術・材料分野	予算枠／年 (採択件数 目安)	分類番号
研究開発項目Ⅰ 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発 (委託)	燃料電池の共通基盤技術開発 (PEFC 評価解析プラットフォーム) 別公募要領を参照。	—	①
	水電解の共通基盤技術開発／水電解評価解析プラットフォーム (常温水電解分野・高温水蒸気電解分野) ・マネジメント機能 ・シミュレーション機能 ・材料分析・解析機能 ・電気化学的特性測定機能 ・DX・マテリアルズインフォマティクス機能 ※材料分析・解析、DX・マテリアルズインフォマティクス等、燃料電池 (PEFC) と共通的な開発内容に関しては、別公募要領記載の「燃料電池の共通基盤技術開発」に応募ください。	6 億円程度 (4 件程度)	
研究開発項目Ⅱ 次世代燃料電池・水電解の要素技術開発 (委託)	次世代燃料電池の要素技術開発 ／PEFC 分野 (e. ～f.) 別公募要領を参照。	—	②～④
	次世代水電解の要素技術開発 ・アルカリ水電解 (AWE) ・プロトン交換膜水電解 (PEMWE) ・アニオン交換膜水電解 (AEMWE) ・固体酸化物水蒸気電解 (SOEC) に関する要素技術および各電解方式に共通する要素技術	6 億円程度 (10 件程度)	⑤
	水素貯蔵タンクの要素技術開発 別公募要領を参照。	—	⑥
研究開発項目Ⅲ 燃料電池・水電解の実用化技術開発 (助成)	・別公募要領を参照	—	⑦

・2025 年度の事業の全体予算は 72 億円であり、予算の範囲内で採択先を決定します。各分野の予算枠および採択件数はあくまで目安であり、提案内容や後年度負担額等により

前後します。

- ・2026年度以降の毎年度の予算規模も同額程度を予定していますが、予算案等の審議状況や政府方針変更等により、予算規模は変動することがあります。
- ・事業期間は、2025年度～2029年度までの最長5年間とし、提案書は研究開発に必要な期間（最長5年間）の計画で作成してください。ただし、当初の契約は、最長で2025年度～2027年度までの3年間とします。2027年度に継続可否審査を実施し、継続の可否の判断を行う予定です。
- ・「研究開発項目Ⅰ 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発」については、下記の応募要件のうち目標の効率的・効果的な達成に貢献するものであれば、部分提案することも可能です。詳細は下記の「応募要件」を確認ください。
- ・「研究開発項目Ⅱ 次世代燃料電池・水電解の要素技術開発」については、参考資料2「目標設定の補足」を踏まえて提案の内容を検討ください。

(3) 実施内容

研究開発項目Ⅰ 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発（委託）

常温作動の水電解（AWE、PEMWE、AEMWE）および高温作動の水蒸気電解（SOEC）を対象として、産業界・学術界の研究開発の加速化および競争力強化に資する水電解評価解析プラットフォームを構築する。

本プラットフォームでは、研究開発項目Ⅱの材料研究グループ（以下、材料研究グループという）や産業界における開発材料・セルスタック等を評価・解析してその結果をフィードバックする機能を構築する。評価解析においては、燃料電池の共通基盤技術開発（PEFC 評価解析プラットフォーム）で開発するマルチモーダル解析等の新たな高度技術や計測インフォマティクス技術を活用するとともに、必要に応じて水電解に特化した解析技術を開発し適用する。

また、セルスタックや材料、部材等を適切に評価するための評価プロトコルを産業界とも議論の上策定する。加えて、上記の高度解析技術や電気化学的特性測定により、変動電源による運転や高温運転、高圧運転等の様々な使用環境を想定した上で、性能発現や劣化に関するメカニズムを詳細に解明して、得られた知見を整理する。これらを基に実際の耐久性・寿命を短時間で予測可能とする加速劣化試験法の確立を図る。また、必要に応じて本事業外で検討される水電解システムの性能試験法や加速劣化試験法等に関する研究開発とも連携して、材料からシステムまで一貫したメカニズム解明および評価プロトコルの検討、その標準化等を推進する。

更に、運転条件等からシステム性能を決定するためのシステムシミュレーションモデルやセル劣化モデル、性能評価モデル、物質輸送モデルなど、産業界の研究開発に貢献度の大きいシミュレーション技術を開発する。

燃料電池の共通基盤技術開発（PEFC 評価解析プラットフォーム）とも連携して、水電解における DX・マテリアルズインフォマティクスの基盤を構築する。

以上の水電解評価解析プラットフォームは5つの機能で構成する。

- ・マネジメント機能

水電解評価解析プラットフォームを統括する。材料研究グループや産業界の開発加速に資する評価解析の提供、劣化等のメカニズム解明や評価プロトコルの策定等の本プラットフォームの活動目的を実現するために、本プラットフォーム内の他機能の進捗状況を管理し、シミュレーションや材料分析・解析、電気化学的特性測定に関する開発の方向性を検討して、必要に応じて研究計画の見直しを NEDO に提案する。また、プラットフォームの効率的・効果的な運営のため、プラットフォーム内の各機能の協力や連携を指示する。必要に応じて、共通的なメカニズム解明のために材料研究グループとの連携を主導する。

また、産業界と密接に連携して、産業界のニーズや技術的課題を吸い上げ、当該分野の研究開発の加速化・高度化に向けた評価解析手法および評価プロトコル等の方向性を整理し、研究計画に反映する。

本事業で別に構築する PEFC 評価解析プラットフォームのマネジメント機能を有するグループと連携会議を実施し、事業の進捗や課題について情報交換するとともに、双方に共通する材料分析・解析や DX・マテリアルズインフォマティクスグループの研究計画や戦略、リソース配分を協議する。また、燃料電池および水電解で共通する領域について分析を行い、共通課題を抽出およびその解決手法を検討する。

・シミュレーション機能

産業界のニーズに基づき、材料・セルスタックの設計及び開発を加速させるシミュレーションを開発する。また、マネジメント機能の指示に基づき、材料研究グループや産業界等から提示される情報を基にして各種シミュレーションを行い、その結果をフィードバックする。加えて、水電解評価解析プラットフォームの他研究グループの課題検討に対して、シミュレーションを活用して貢献する。

・材料分析・解析機能

別途構築する PEFC 評価解析プラットフォームの材料分析・解析グループとの連携により推進する。必要に応じて水電解に特化した材料分析・解析技術を開発し、マネジメント機能の指示に基づいて材料研究グループや産業界の開発材料等を評価して、その結果をフィードバックする。

・電気化学的特性測定機能

マネジメント機能の指示に基づき、材料研究グループや産業界等の開発材料やセルスタックの特性計測・解析（性能、耐久性）を電気化学的手法により評価し、その結果をフィードバックする。各種評価プロトコルや加速耐久試験法の検討を行う。

・DX・マテリアルズインフォマティクス機能

別途構築する PEFC 評価解析プラットフォームの DX・マテリアルズインフォマティクスグループとの連携により推進する。必要に応じて水電解に特化した DX・マテリアルズインフォマティクス技術を開発する。

なお、各電解方式において産業界のニーズや技術的課題、技術成熟度等が異なることから、各方式に応じて適切な実施内容を検討すること。また、全電解方式を対象とする全体提案、一部の電解方式のみを対象とする部分提案、一部の機能のみを対象とする部分提案のいずれ

も提案可能とするが、複数機能を一つの研究テーマとして提案する場合は、各機能の実施内容や体制等を明確にすること。

研究開発項目Ⅱ 次世代水電解の要素技術開発（委託）

NEDO 燃料電池・水素技術開発ロードマップ／水電解技術開発ロードマップで定める2040年頃の目標や技術課題を踏まえ、水電解分野の競争力強化につながる要素技術開発を実施する。

水電解技術開発ロードマップにも示すとおり、将来的な水素製造コストの低減に向けては、安価なグリーン電力の活用、システムコストの低減、性能や耐久性の更なる向上、希少資源の使用量削減や規制への対応等、様々な課題の解決が求められる。本事業では、これらトレードオフとなる関係にも留意し、2035～40年頃の社会実装に繋がる革新的な要素技術を開発する。

水電解槽に関しては、2040年頃の目標や技術課題を参考にして、IV性能の向上（過電圧の低減）や高電流密度運転への対応、起動停止や負荷変動下での長期耐久性の確保、希少資源の削減等を両立する電極・触媒、電解質膜・隔膜、多孔質輸送層（PTL）、双極板（BPP）、シール等の要素技術を確立する。また、特に次世代の電解方式として期待されるAEMWEやSOECに関しては、必要に応じてこれらの要素技術を組み合わせたセルやスタックの開発および機能検証を行い、当該技術の優位性を実証する。ただし、要素技術の実装に向けた展開が一つの出口に縛られないように留意する。

また、水電解システムの低コスト化に資する付帯設備やシステム制御に関する技術開発、ハイスループットな生産技術開発等も重要であり、抜本的なコストダウンにつながりうる革新的な技術開発を実施する。更に安価なグリーン電力の活用や電力系統の調整力としての活用に資する検討等、本分野の産業全体に裨益する共通的な要素技術開発も必要に応じて実施する。

なお、本研究開発項目で実施する内容は、基本的に2035年以降の社会実装を見据えた要素技術開発や水電解産業全体に裨益する共通的な技術開発であり、それ以前の実装を目指し、企業個社に裨益する企業主体の取組は研究開発項目Ⅲで実施する。

※研究開発項目Ⅱの提案に当たっては、参考資料2「目標設定の補足」も参照ください。

2. 応募要件・実施要件

a. 研究開発項目ⅠおよびⅡの事業に共通して課す要件

- (1) 産業界のニーズに沿った提案であること。
- (2) 当該技術又は関連技術の研究開発又は調査研究の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (4) NEDOが事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (5) 研究開発テーマの成果に対して明確な実用化・事業化計画を有し、研究開発成果が高いレベルで得られた場合はその社会実装に尽力すること。

- (6) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。また、必要最低限の機関から構成されていること（過度に大規模なコンソーシアムではないこと）。なお、本公募における採択審査では、各技術分野の提案妥当性を詳細に審議するため、別途記載する技術分野別に提案すること。
- (8) 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発又は調査研究拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。
- (9) プロジェクトマネージャー（以下、PM という。）、プロジェクトリーダー（以下、PL という。）又はサブプロジェクトリーダー（以下、SPL という。）からの指示があった場合はこれに従うこと。

（注1）本事業では必要に応じて PL 又は SPL を設置する。PL 又は SPL は、PM と連携しつつ主に技術的な観点から研究開発プロジェクトを俯瞰して研究開発を指揮し、NEDO に対して研究開発方針や予算査定に関する意見を具申する役割を担う

- (10) 一つの提案単位を「研究グループ」と呼び、研究グループにはグループリーダー（以下、GL という。）を設定すること。また、研究グループの参加機関は GL の指示に従うこと。

（注2）GL は研究グループの代表責任者であり、以下の役割を担います。

- NEDO、PL 又は SPL からの指示があった場合はこれに従うとともに、NEDO 等との連絡窓口を担って研究グループ全体を運営する。（ただし、契約等の詳細な事務手続きは NEDO 等が個別の参加機関へ直接連絡する場合がある）。
- 研究グループの研究開発・実用化・知財戦略を策定し、運営する。
- 研究グループを代表して対外的に活動成果を報告する。
- NEDO が定期的に開催する GL 会議に出席して、進捗報告や意見交換に協力する。
- 水素社会の実現には国際連携が重要であることから、特に研究グループ参加者が海外出張等の国際情報収集活動を行った場合は結果を迅速に NEDO へ報告する。当該情報は、本事業参加者全体への共有や政府政策への提言等、適切に活用されることがある。
- なお、本事業は 2035～40 年頃の社会実装に資する研究開発を目的としており、社会実装時期まで研究開発へコミットすることが重要であると考えられることから、若手研究者(40 歳以下)が GL を担うことを推奨する。

b. 研究開発項目 I の事業にのみ課す要件

- (11) 水電解評価解析プラットフォームのマネジメント機能は、連携する各研究グループの技術情報が適切に秘匿されるよう、NDA（秘密保持契約）の様式を整備すること。
- (12) (11) で整備した様式を用いて、水電解評価解析プラットフォーム内で連携する各研究グループおよび水電解評価解析プラットフォームと連携する研究開発項目 II の各研究グループ（以下、材料研究グループという。）と NDA を締結すること。

- (13) 水電解評価解析プラットフォームのマネジメント機能からの指示に従って材料を評価し、その結果をマネジメント機能にフィードバックすること。また、測定技術等の高度化等の研究開発方針はマネジメント機能の了承を得て決定すること。
- (14) 水電解評価解析プラットフォームは、研究開発項目Ⅱの各研究グループ（以下、材料研究グループという。）の知財を保護する観点から、サンプルを評価解析し、その結果と改良指針をフィードバックするにあたり、知財の共願や不実施補償等、研究グループの不利益となる権利を要求しないこと。ただし、材料研究グループとの合意が有る場合は、個別の材料評価グループとの間で共同研究を進めて知財を取得することは妨げない。
- (15) 材料分析・解析グループは、大型量子ビーム施設（Spring-8、NanoTerasu、J-PARC等）を主に扱う幹事機関を設定し、幹事機関はマシンタイムの割り振り等のマネジメントを担い、当該グループに参加する機関はこれに協力すること。

c. 研究開発項目Ⅱの事業にのみ課す要件

- (16) 材料研究グループはその研究を加速させるために、研究開発項目Ⅰの水電解評価解析プラットフォームと積極的に連携するとともに、当該プラットフォームの構築・推進に協力すること（注3）。

なお、当該プラットフォームが本事業の材料研究者に利用していただきやすい高機能なサービスを提供できるよう、材料研究グループは当該プラットフォームに対して以下のとおり協力する。

- 研究加速のために NEDO 及び当該プラットフォームと協議の上、材料サンプルを当該プラットフォームに提供すること。
- 材料サンプルを提供する際には、当該プラットフォームが指定する様式の NDA（秘密保持契約）を締結すること。なお、当該プラットフォーム構築の目的に鑑みて、研究開発の優位性保護、データ管理のために、上記 NDA は契約期間を延長することがある。
- 当該プラットフォーム（および連携する PEFC 評価解析プラットフォーム）で構築するマテリアルズインフォマティクス解析ツールを活用し、本事業で取得したデータを統一したフォーマットでデータベースに格納すること。本データベースは、他の研究グループがアクセスできるオープン領域と、データを格納した研究グループおよび当該プラットフォームの管理者のみがアクセスできるクローズ領域で構成される。当該プラットフォームの管理者は、マネジメントグループとマテリアルズインフォマティクスグループの GL とする。
- 各研究グループで取得したデータの内、学会や論文、知的財産出願等をした公開データについては、本データベースのオープン領域に格納すること。格納した公開データは、他の研究グループが利活用可能なものとする。また、当該プラットフォームに提供した材料サンプルの解析データについては、本データベースのクローズ領域に格納する。
- クローズ領域に格納したデータは本事業終了後又は一定期間経過後にオープン領域に格納すること。ただし、当該材料研究グループの実用化・事業化に支障が生じる場合は、NEDO と協議の上で対応を決定することとする。
- 本事業では、多数のデータを活用して精度の高い結果を導出するため、クローズ

領域を含む複数データを集約して解析を行うことがある。この目的のために NEDO から指示があった場合は、データ提供に協力すること。なお、活用されたデータの格納者が実施する研究開発内容と当該解析の成果が関連する場合は、その成果を当該研究グループにフィードバックし、活用できるものとする。

- 各研究グループのデータ格納状況は定期的に確認する。その結果を踏まえ NEDO から指示があった場合には、データ格納に係る対応を講じること。なお、データの被利用状況を勘案しその貢献度によるインセンティブを付与することがある。（インセンティブの内容は NEDO が決定する）
- 本データベースのオープン領域に格納されたデータを各研究グループが直接利用する場合、データの提供者を明示すること。
- 本データベースに格納されたデータを活用して得られた成果について、当該データの格納者は知的財産権等の権利を主張しないこと。
- 研究対象によっては当該プラットフォームとの連携を実施しないこともありうる。この場合、採択後に NEDO が指示するものとする。

（注 3）材料サンプルを共通的な指標で構造評価し、その結果を研究グループへフィードバックすることで研究開発を支援するプラットフォーム機能を構築する。ただし、当該プラットフォームの予算、提供されるサンプル量や技術成熟度、作業量等の制約により必ずしも研究グループの希望に添えない場合がある。また、当該プラットフォームは、研究グループの知財を保護する観点から、サンプルを評価解析し、その結果と改良指針をフィードバックするにあたり、研究グループに対して知財の共願や不実施補償等、研究グループの不利益となる権利を要求しないこととしている。なお、提供者側との合意が有る場合は、研究グループと当該プラットフォームの構成グループ又はその一部の事業者との間で共同研究を進めて知財を取得することは妨げない。

- (17) 社会実装に向けた課題の明確化および開発の加速化のために NEDO が必要と判断した技術分野において、NEDO の指示に基づき研究グループ間の連携を図ること。
- (18) 本事業において NEDO は研究グループ間の相乗効果を期待し情報共有等を行う連携会議およびメカニズム解明等を期待し共通課題の解決を図るコンソーシアムを設置する。各研究グループは NEDO が指定する連携会議に参加し、成果等の情報共有を行うこと。また、各研究グループは NEDO が指定するコンソーシアムに参加し、材料やデータ提供等の課題解決に向けた取組みを行うこと。この活動は各研究グループの自由な発想による研究開発やグループ間の成果創出の競争を妨げるものではない。本活動で生じた知的財産権や成果等の取り扱いについては、別途 NEDO と協議の上決定する。
- (19) 本事業において新たに自動自律実験に係る装置を構築する場合は、NEDO の指示に基づき自動自律実験拠点として他の研究グループが利用できるように整備すること。また、自動自律実験拠点で取得したデータは原則としてデータベースの公開領域に格納すること。なお、自動自律実験装置のインターフェースや解析ソフトの統一化、自動自律実験拠点のルール形成等の検討は水電解評価解析プラットフォーム（および連携する PEFC 評価解析プラットフォーム）にて主導し、原則としてここで出された方針に従うこと。
- (20) 研究グループに研究開発成果の受け取り手となるユーザー企業（注 4）が含まれない

場合は、ユーザーとなる企業候補からの関心表明書（別添 10）を NEDO に提出すること。

（注 4）このユーザー企業とは、提案書中の「成果の実用化・事業化に向けた計画」の事業化を担う候補として、当該研究成果を利用して 2035～40 年頃に収益を得ようとする事業化主体であり、材料メーカーやシステムメーカー等、多様な民間企業を想定する。単なる情報交換や技術連携を目的とした企業等はユーザー企業には該当しない。提案書提出までに関心表明書が準備できない場合は、NEDO との契約締結までに提出頂く事とします。

（21）NEDO の指示に基づき、一定期間ごとにユーザー企業からの貢献内容（注 5）（別添 11）を提出すること。

（注 5）ユーザー企業からの無償の協力が対象です。委託費から旅費、宿泊費、謝金等を支払う案件は除きます。

採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」を適用します。ただし、研究開発項目 I 水電解の共通基盤技術開発／水電解評価解析プラットフォームのマネジメント機能のみを実施する研究グループは、事業の性質に鑑みて最新の「調査委託契約約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

（1）提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに提出資料のアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2025 年 4 月 7 日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/6ghpkly2g7yd>

【提出方法】

提出先の Web 入力フォームで以下の①～②⑥を入力いただき、②⑦をアップロードしてください。②⑦アップロードするファイルは提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①研究開発項目
- ②技術分野
- ③技術分野詳細
- ④提案テーマ名
- ⑤代表法人番号（13 桁）
- ⑥代表法人名
- ⑦代表法人連絡担当者氏名
- ⑧代表法人連絡担当者職名
- ⑨代表法人連絡担当者所属部署
- ⑩代表法人連絡担当者所属住所
- ⑪代表法人連絡担当者電話番号
- ⑫代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑬研究開発の概要（1000 文字以内）
- ⑭技術的ポイント（300 文字以内）
- ⑮代表法人研究開発責任者名
- ⑯共同提案法人名（再委託等先含む）及び研究開発責任者名
- ⑰利害関係者（※）
- ⑱研究体制
- ⑲研究期間
- ⑳提案総額（円単位）
- ㉑2025 年度提案額（円単位）
- ㉒2026 年度提案額（円単位）
- ㉓2027 年度提案額（円単位）
- ㉔2028 年度提案額（円単位）
- ㉕2029 年度提案額（円単位）
- ㉖初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ㉗提出書類（最大 100MB）（3）提出書類をアップロード

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た

提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から④提案テーマ名、⑭技術的ポイント、⑮代表法人研究開発責任者名、⑯共同提案法人名（再委託等先含む）及び研究開発責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。提案する案件と事業領域および技術領域が直接的に競合関係にある者を利害関係者として排除いたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑰利害関係者に具体的な企業等の名前を記載ください。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。この場合、その他の提案者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。その他、入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

e-Rad ポータルサイト上で応募情報を入力の上、「応募内容提案書」の PDF ファイルをダウンロードしてください。本ファイルが NEDO への提出書類として必要になります。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

(3) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添 1-2～6,10 をご参照ください。
また、提出前に別紙の提案書類チェックリストを基に提出物が揃っているかを必ず確認したうえで、チェックを入れた別紙も提出書類に含めてください。

提出書類
別紙：提案書類チェックリスト
別添 1-1：提案書（委託研究開発事業用）
別添 2-1：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書、並びに若手研究者（40 歳以下）数
別添 3-1：企業情報
別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
別添 5：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
別添 6：出向者派遣の意向
別添 10：関心表明書（LOI）
別添 12：提案書補足資料
e-Rad 応募内容提案書
直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（※）

【留意事項】

（※）「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、NEDO が別途指示する期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・提出時に受付番号を付与します。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a.採択審査の基準

i.事業の適合性

(本事業の目的・目標に適合しているか、適切な目標が具体的に設定されているか等)

ii.開発の優位性

(研究開発内容に独創性・優位性等があるか 等)

iii.計画の妥当性

(目標達成に向けた研究開発のアプローチ・計画が明確で、実現可能性があるか 等)

iv.実用化・事業化の取組

(実用化・事業化のターゲットが明確で、それに向けた取組に実現性・実行性があるか、社会・経済への波及効果が期待できるか 等)

v.実施体制・能力

(役割分担が明確で効率的な体制か、必要な人員・設備・支援体制や関連分野の開発実績を有するか 等)

vi.提案の経済性

(予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか、他事業との重複なく妥当な予算規模か 等)

vii.総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。
- ・若手研究者(40歳以下)が研究開発責任者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。（再委託予定先等含む。）
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託事業の場合の再委託先・共同実施先、助成事業の場合の委託先・共同研究先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2025 年 4 月 7 日：公募締切

2025 年 5 月 26 日～6 月 6 日（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2025 年 6 月中旬（予定）：契約・助成審査委員会

2025 年 6 月下旬（予定）：採択先決定

2025 年 7 月下旬（予定）：ウェブサイトにて公表

2025 年 8 月下旬（予定）：契約締結/交付決定

5. 公募説明会について

本公募内容の説明として、公募説明会に代わり、説明動画を公募ページ上に掲載します。事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は視聴してください。なお、説明は日本語で行います。

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は、2025 年 3 月 7 日（金）から 3 月 31 日（月）の間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、提案内容の是非および審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部 燃料電池ユニット 問合せ担当宛

E-mail : fuelcell*ml.nedo.go.jp (*を@に置き換えて送信ください。)

8. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

【NEDO 事業に関する業務改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

9. 掲載資料（本公募に関係するもののみ抜粋）

基本計画

2025 年度実施方針

公募要領

別添 1-1：提案書（委託研究開発事業用）

別添 2-1：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書、並びに若手研究者（40 歳以下）数

別添 3-1：企業情報

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 5：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添 6：出向者派遣の意向

別添 7：NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針（第 11 版）

別添 8：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針（第 3 版）

別添 9：契約に係る情報の公表について

別添 10：関心表明書（LOI）

別添 11：ユーザー企業からの協力内容報告書

別添 12：提案書補足資料

参考資料 1：e-rad への登録方法について

参考資料 2：目標設定の補足

様式 1-1：積算用総括表(委託研究開発事業用)

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

②出向者派遣の意向

NEDO への出向者派遣について協力を要請することがあります。詳細は別添資料 6 を参照の上、出向者派遣の意向の有無について、提出をお願いします。

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・助成事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、

現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究イ

ンテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4)「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という。)に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM(Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)(※)の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力で同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。ただし、「別添 6: 出向者派遣の意向」については継続的に情報を利用することがあります。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画及び毎年度策定する実施方針に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画及び実施方針を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業は、以下に掲載する公募時期に対応した最新の「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を適用するとともに、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

また本事業は、以下に掲載する最新の「NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

ただし、研究開発項目 I 水電解の共通基盤技術開発／水電解評価解析プラットフォームのマネジメント機能のみを実施する研究グループは対象外とします。

【参考】NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

③交付金インセンティブ制度

本事業は、「交付金インセンティブ制度」を導入します。本制度は事業期間中の成果が目覚ましい案件に対して、インセンティブの付与を行う仕組みです。インセンティブ付与の基準等は、採択決定以降に採択者に対し示します。なお、本制度の適用による契約額等の減額や支払い留保等は生じません。

【参考】NEDO 「交付金インセンティブ制度」の導入について

<https://www.nedo.go.jp/content/100956873.pdf>

(2) 採択後の各種事務手続き

①複数提案における契約手続きの簡略化について

本公募では、対象技術・材料分野ごとの公募を実施するため、同一の提案者より複数の提案がなされることが想定されます。ついては、契約事務手続き簡略化のため、採択後、採択者より希望があり、NEDOが効率性および実施内容から適切だと認めた場合、複数提案を1つの契約内容として手続き可能とします。

ただし、1つの提案に複数の事業者が参画している場合、提案書の内容や実施計画書に記載の内容は相互に確認できる状態になることを了承の上、希望ください。

【例1：1つの提案者が複数の提案をする場合】

提案1：A大学、提案2：A大学

→ 契約者：A大学 契約内容：提案1・提案2が1つの内容

【例2：同一の複数の提案者が複数の提案をする場合】

提案3：B大学、C会社 提案4：B大学、C社 提案5：B大学、C社

→ 契約者：B大学、C社 契約内容：提案3・提案4・提案5が1つの内容

【例3：一部重複する複数の提案者が複数の提案をする場合】

提案6：D大学、E会社 提案7：D大学、F社

→ 契約者：D大学、E社、F社 契約内容：提案6・提案7が1つの内容

※E社とF社は提案書の内容や実施計画書に記載の内容は相互に確認できる状態になることに留意

②NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDOが運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請もしくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

③資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。ただし使用期間が半年以上のものに限り、半年未満の物品を購入する場合は、別途NEDOに申請ください。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

す。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、

原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）仕様とする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_iishukanri03.pdf

- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT 出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第 78 条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以

下「不正使用等指針」という。(※1)) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2)) に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii より一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c.NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html